伊丹市総合教育会議運営規程

（目的）

第１条　この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号。以下「法」という。）第１条の４第１項の規定により設置する、伊丹市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）について、法第１条の４第９項の基づき、その運営に関し必要な事項を定める。

（招集）

第２条　市長は、総合教育会議を招集しようとするときは、予め、日時、場所及び協議・調整を行う事項等を教育委員会に通知する。

２　教育委員会が、法第１条の４第４項の規定に基づき、市長に対して総合教育会議の招集を求めるときは、協議すべき具体的な事項を示した「伊丹市総合教育会議招集願」を提出するものとする。

（意見の聴取）

第３条　総合教育会議は、協議を行うに当たって必要と認めるときは、関係者又は学識経験を有するものから意見を聞くことができる。

（会議の公開）

第４条　総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

（議事録の作成及び公表）

第５条　市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

(1)　開催した日時及び場所

(2)　出席者の氏名

(3)　協議・調整が行われた事項及び内容

(4)　その他必要と認める事項

２　前項の議事録には、市長並びに教育長が署名するものとする。

３　議事録は、公表する。ただし、個人の秘密を保つため必要があるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、非公表とすることができる。

（事務局）

第６条　総合教育会議の事務局を総合政策部政策室に置く。

（補則）

第７条　この規程に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

付　則

この規程は、平成２７年４月２日から施行する。